



長岡けやき法律事務所
 所長 杉森 芳博
 弁護士



〒940-0061
 長岡市城内町3-5-1 レーベン長岡207
 TEL 0258-86-0275 FAX 0258-86-0276

・都市銀行に勤務した後、弁護士に転身。
 ・金融機関勤務の経験を活かして、企業や個人の様々な相談に対応している。

下請代金支払遅延等防止法（下請法）について

はじめに

下請け事業者は、規模の大きい取引先から著しく不利益な取引条件を提示されても、取引の維持のために、提示された条件を受け入れざるを得ないことがあります。

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、規模の大きい事業者が下請け事業者に対して、このような優越的な地位にあることを濫用する行為（買ったたきや代金の支払い遅延行為など）を取り締まり、下請け事業者を保護するために制定された法律です。

今回のかかわら版は、下請法の概要についてご説明します。

1. 下請法の概要

(1) 下請法の適用対象

下請法では、規制の適用対象を、①当事者の資本金と②取引の内容の両面から定めています。事業者の業種ではなく、個々の取引内容によって、資本金の区分が定まることに注意が必要です。

取引の内容	親事業者（発注側事業者）の資本金	下請け事業者の資本金
物品の製造・修理委託、情報成果物（プログラム）作成委託、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）	3億円超	3億円以下（含む個人）
	1千万円超 3億円以下	1千万円以下（含む個人）
上記以外の情報成果物（設計図、ポスターのデザインなど）作成委託、上記以外の役務提供委託	5千万円超	5千万円以下（含む個人）
	1千万円超 5千万円以下	1千万円以下（含む個人）

なお、役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。例えば、ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託することは、役務提供委託に該当しません。他方、自社で使用する物品を社内で製造（又は修理）している事業者が、当該物品やその部品等の製造（又は修理）を他者に委託する場合は、製造委託（又は修理委託）に該当します。

(2) 親事業者（発注側事業者）の禁止事項

親事業者（発注側事業者）に対して、以下の11項目の禁止事項が定められています。

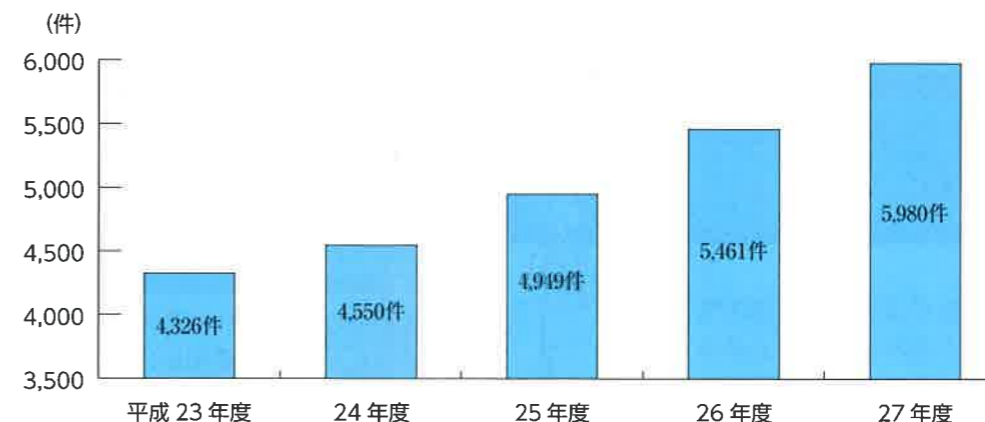
これらに該当する場合、たとえ下請け事業者の了解が得られていても、下請法違反となることに注意が必要です。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 受領拒否 | (7) 通報への報復措置 |
| (2) 下請代金の支払遅延 | (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済 |
| (3) 下請代金の減額 | (9) 割引困難な手形の交付 |
| (4) 返品 | (10) 不当な経済上の利益の提供要請 |
| (5) 買ったたき | (11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し |
| (6) 購入・利用強制 | |

2. 下請法違反に対する指導件数の推移

公正取引委員会による下請法違反に対する指導件数は年々増加しており、平成27年度は5,980件と、昭和31年の下請法施行以降、最多となっています。下請法を確実に遵守する仕組みづくりが求められます。

【公正取引委員会による下請法違反に対する指導件数の推移】



3. 平成27年度の下請法違反指導事例

平成27年度に下請法違反として公正取引委員会から指導を受けた事例として、以下のような事例が公表されています。

- ①有機溶剤の容器の製造を下請け事業者に委託しているG社は、下請け事業者に対し、単価の引下げの合意日前に発注した商品についても引下げ後の単価を遡って適用していた。（下請け代金の減額）
- ②小型船舶の製造を下請け事業者に委託しているM社は、下請け事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積り単価のまま下請代金額を定めていた。（買ったたき）
- ③空調設備の修理を下請け事業者に委託しているD社は、請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。（下請代金の支払い遅延）

最後に

どの事業者も取引先から有利な条件を引き出そうと日々努力されていることでしょう。その中で、「取引先も了解しているんだからいいだろう」とつい考え、下請法に違反する事態が生じます。これを避けるためには、日頃から、現場レベルで、どのような取引が下請法に違反するのか、十分に理解することが肝要です。下請法違反の有無について迷うことがありましたら、お気軽に弁護士にご相談ください。